

宇部市渡辺翁記念会館保存活用計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条の規定により重要文化財に指定された宇部市渡辺翁記念会館の適正な保存、活用を図る保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）を策定するため、宇部市渡辺翁記念会館保存活用計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 保存活用計画の内容について協議する。
- (2) その他保存活用計画の策定について必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、専門的知識及び経験を有する者から、市長が委嘱する5名以内の委員により構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する報告がすべて終了したときに解散する。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、宇部市観光スポーツ文化部文化振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。